Ｇ空間シティ構築事業　実施要領

(別紙１)

# １　目的

平成25年度補正予算 「災害に強いＧ空間シティの構築等新成長領域開拓のための実証事業」（以下、「委託事業」という。）は、Ｇ空間情報のＩＣＴによる利活用を促進し、経済の成長力の底上げ及び国土の強靭化を図るため、「Ｇ空間×ＩＣＴ推進会議」（※）で提言された実証プロジェクトを実施するものである。

（※）Ｇ空間情報のＩＣＴによる高度な利活用を検討するため、総務省において、平成25年３月から「Ｇ空間×ＩＣＴ推進会議」（座長：柴崎亮介　東京大学教授）を開催しているもの。

# ２　委託事業の概要

（１）公募する事業

①　世界最先端のＧ空間防災モデルの確立に関する実証事業

①－ａ　波浪計のデータ等を利用した津波等の災害予測及び情報伝達の実証事業

広域に大規模な被害を及ぼす津波の発生に対して、波浪計のデータ等を利用して被害予測を行うとともに、準天頂衛星のメッセージ機能を活用し、位置・場所に応じて必要かつ適切な情報を伝達することを可能とするＧ空間防災モデルを構築する事業とする。

その際、本事業においては、以下の技術を実証し、当該技術の利用に関する標準的・共通的なモデル・仕様・ルール等を策定するものとする。

　　　　　　　・　波浪計のデータや３次元地図等を利用して被害予測シミュレーションを行うこと。

・　一人一人が安全かつ正確に誘導できるように的確な情報を伝達することを目指して、準天頂衛星のメッセージ機能の活用により、位置・場所に応じて必要かつ適切な情報を伝達すること。

また、本事業においては、準天頂衛星の双方向メッセージ機能が実現した場合における事業の課題等についても検討することとする。

①－ｂ　都市災害時の地下街等閉鎖空間における情報伝達の実証事業

首都直下地震等、都市部において発生する災害に特有の地下街の被災、帰宅困難者の発生等の問題に対して、位置・場所に応じて滞在者に必要かつ適切な情報を伝達することを可能とするＧ空間防災モデルを構築する事業とする。

その際、本事業においては、以下の技術を実証し、当該技術の利用に関する標準的・共通的なモデル・仕様・ルール等を策定するものとする。

・　屋内において、様々な測位技術に基づく位置情報を、統合、調整、選別等して、円滑に位置・場所を把握すること。

・　必要かつ適切な情報を、災害時・平常時のそれぞれの状況において、位置・場所に応じて迅速かつ適切に伝達すること。

①－ｃ　山間部や過疎地等における豪雨・洪水の迅速把握及び情報伝達の実証事業

近年頻発している豪雨災害やそれに伴って発生する河川の洪水等に対して、ＳＮＳ等のビッグデータをもとに被害状況等を的確に把握するとともに、位置・場所に応じて必要かつ適切な情報を多層的かつ多様なメディアにより伝達することを可能とするＧ空間防災モデルを構築する事業とする。

その際、本事業においては、以下の技術を実証し、当該技術の利用に関する標準的・共通的なモデル・仕様・ルール等を策定するものとする。

・　ＳＮＳ等のビッグデータや雨量・水位情報を効率的に収集、分析し、その結果をＧＩＳ上で可視化すること。

・　過疎地域や山間部等インフラの整備が不十分な地域であっても、公共情報コモンズ等を活用し、多層的かつ多様なメディアにより、位置・場所に応じた必要かつ適切な情報を伝達すること。

②　先進的・先導的なＧ空間利活用モデルの確立に関する実証事業

②－ａ　高精度測位やビッグデータを活用したネットワークロボットに関する実証事業

準天頂衛星システムによる高精度測位やビッグデータ等を利用するネットワークロボット（※）を活用した革新的なサービスを提供する先進的・先導的なＧ空間利活用モデルを構築する事業とする。

その際、本事業においては、以下の技術を実証し、当該技術の利用に関する標準的・共通的なモデル・仕様・ルール等を策定するものとする。

・　測位データやセンシングデータの交換等により、ネットワークロボットが自らの位置を円滑に把握するとともに、他の事物の位置についても、円滑に把握、推定等すること。

・　ネットワークロボットが取得した多様で大量のＧ空間情報をクラウド上のシステムで分析し、その分析結果を用いて、ネットワークロボットの的確な行動、移動又はそれらの支援を行うこと。

（※）「センシング」、「知能・制御系」及び「駆動系」の３つの要素技術がある機械システムのうち、その機能の一部の発揮に当たってクラウドネットワーク等通信を利用するものとする。なお、二足歩行型ロボットに限られない。

②－ｂ　３次元地図等を利用したバリアフリーナビの実現に関する実証事業

３次元地図等を活用して、誰にでも分かりやすく、移動しやすいナビゲーションの提供等を可能とする先進的・先導的なＧ空間利活用モデルを構築する事業とする。

その際、本事業においては、以下の技術を実証し、当該技術の利用に関する標準的・共通的なモデル・仕様・ルール等を策定するものとする。

・　多様な利用者が、ＳＮＳ等を活用して、クラウド上で３次元地図を共同で円滑に制作、更新すること。

・　誰にでも分かりやすく、移動しやすいナビゲーション等を提供するため、拡張現実技術を利用するウェアラブル端末や３次元地図を活用するスマートフォン端末等のインターフェイスに、クラウド上に保存されたＧ空間情報を、ネットワークを介して円滑に取得し、表示すること。

　（２）留意事項

　　　①　使用する地図、システム、データ

委託事業において使用する地図は、地図上の地名等が日本国政府の方針に沿ったものでなければならない。また、委託事業の実施に当たっては、可能な範囲で、準天頂衛星システムを利用するものとする。

なお、本事業の実施に当たっては、以下のデータを活用することが期待される。

・　国土地理院の地理空間情報のデータ

　（http://geolib.gsi.go.jp/）

・　国土交通省（気象庁、海上保安庁を含む。）の防災情報のデータ

　（http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/）

・　内閣府（防災担当）の防災情報のデータ

（http://www.bousai.go.jp/）

・　総務省消防庁の災害情報のデータ

　　　　　（http://www.fdma.go.jp/bn/2014/）

・　その他関係府省の災害関連情報のデータ

②　関係する団体・事業等との連携

総務省から、委託事業を実施する上で必要と考えられる関係団体との連携を求められた場合には、それに協力するものとする。また、Ｇ空間プラットフォーム（※）の開発・実証に当たって必要な協力を行うものとする。加えて、公募する事業の①－ａから①－ｃについては、関連する地域情報プラットフォーム（http://www.soumu.go.jp/menu\_

seisaku/ictseisaku/ictriyou/platform.html）の標準仕様に配慮するものとする。

（※）今後、総務省が開発・実証を行う予定の、官民が保有する様々なＧ空間情報を自由に組み合わせて利活用できるプラットフォームのこと。

３　提案手続

（１）提案主体

　　　提案主体は、地方公共団体、民間法人、大学等からなるコンソーシアムとする。ただし、複数の地方公共団体を含まなければならない。

コンソーシアムは、委託事業全体の取りまとめ等を行う代表機関及び委託事業全体を統括する実施責任者（プロジェクトリーダー）が定められていることとする（実施責任者は、委託事業の進捗管理等、委託事業全体を統括するとともに、総務省の求めに応じて委託事業の内容の説明等を行うこととする。）。

　（２）委託金額

①　提案主体に含まれる地方公共団体が、一の都道府県内のみの場合

一提案当たり１億円以下とする。

　　　②　提案主体に含まれる地方公共団体が、二以上の都道府県にまたがる場合

一提案当たり２．５億円以下とする。

（３）応募資格

　コンソーシアム内の各実施主体が、以下の者（以下「暴力団排除対象者」という。）に該当しないこと。

ア　契約の相手方として不適当な者

（ア）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

（イ）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

（ウ）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

（エ）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

（オ）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

イ　契約の相手方として不適当な行為をする者

（ア）暴力的な要求行為を行う者

（イ）法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

（ウ）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

（エ）偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

（オ）その他前各号に準ずる行為を行う者

## （４）提案書様式

## 別紙２様式１～９に従い作成し、提出すること。

## （５）その他の補足資料

## 提案を補足する資料があれば、Ａ４版（様式自由）10ページ以内で添付すること。

## （６）提出期限

## 平成26年５月16日（金）午後５時（必着）とする。（郵送の場合は同日付け必着とする。）

## （７）提出部数等

## 提案書類（提案書、提案書の概要及びその他の補足資料）は正本（１部）、副本（２部）及び電子媒体（ＣＤ－Ｒ又はＤＶＤ－Ｒ１枚）を提出すること。

## （８）提出先

## 提案主体の代表機関が所在する都道府県を管轄する総合通信局等（下表のとおり。）へ持参又は郵送により提出すること。

## なお、採択された提案書は、総務省ホームページ等で公開する場合がある。提出された提案書等の返却はしない。

|  |  |
| --- | --- |
| 管轄する都道府県 | 提出先の総合通信局等 |
| 北海道 | 北海道総合通信局 情報通信部 情報通信振興課〒060-8795 札幌市北区北８条西2-1-1札幌第１合同庁舎電話：011-709-2311（内線4716）／FAX：011-709-2482e-mail：chousei-k@soumu.go.jp |
| 青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県 | 東北総合通信局 情報通信部 情報通信連携推進課〒980-8795 仙台市青葉区本町3-2-23仙台第2合同庁舎電話：022-221-9578／FAX：022-221-0613e-mail：suishin-toh@ml.soumu.go.jp |
| 茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県 | 関東総合通信局 情報通信部 情報通信振興課〒102-8795 千代田区九段南1-2-1九段第３合同庁舎電話：03-6238-1694／FAX：03-6238-1699e-mail：kanto-suisin@soumu.go.jp |
| 新潟県・長野県 | 信越総合通信局 情報通信部 情報通信振興室〒380-8795 長野市旭町1108長野第１合同庁舎電話：026-234-9973／FAX：026-234-9999e-mail：shinetsu-chiikishinko@ml.soumu.go.jp |
| 富山県・石川県・福井県 | 北陸総合通信局 情報通信部 情報通信振興室〒920-8795 金沢市広坂2-2-60金沢広坂合同庁舎電話：076-233-4430／FAX：076-233-4499e-mail：hokuriku-shinkou@soumu.go.jp |
| 岐阜県・静岡県・愛知県・三重県 | 東海総合通信局 情報通信部 情報通信振興課〒461-8795 名古屋市東区白壁1-15-1名古屋合同庁舎第３号館電話：052-971-9317,9405／FAX：052-971-3581e-mail：tokai-shinko@soumu.go.jp |
| 滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県 | 近畿総合通信局 情報通信部 情報通信振興課〒540-8795 大阪市中央区大手前1-5-44大阪合同庁舎第1号館電話：06-6942-8521／FAX：06-6920-0609e-mail：fukyu-kinki@ml.soumu.go.jp |
| 鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県 | 中国総合通信局 情報通信部 情報通信振興課〒730-8795 広島市中区東白島町19-36電話：082-222-3413／FAX：082-502-8152e-mail：chugoku-shinko@ml.soumu.go.jp |
| 徳島県・香川県・愛媛県・高知県 | 四国総合通信局 情報通信部 情報通信振興課〒790-8795 松山市宮田町8-5電話：089-936-5061／FAX：089-936-5014e-mail：shikoku-chiiki@soumu.go.jp |
| 福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県 | 九州総合通信局 情報通信部 情報通信振興課〒860-8795 熊本市西区春日2-10-1電話：096-326-7833／FAX：096-326-7829e-mail：h-shinkou@ml.soumu.go.jp |
| 沖縄県 | 沖縄総合通信事務所 情報通信課〒900-8795 沖縄県那覇市旭町1-9カフーナ旭橋B-1街区5階電話：098-865-2304／FAX：098-865-2311e-mail：okinawa-sinko@ml.soumu.go.jp |

## ４　委託先候補の選定等

## （１）選定方法

## 委託先候補の選定については、外部の有識者を構成員とした評価会（以下「評価会」という。）において提案の評価を行い、その結果を参考にして、総務省が選定する。ただし、評価会において普及展開の見込みがないと評価された提案については採択しない。

## 評価会の評価は、書面審査及びヒアリングにより行う。ヒアリングの実施については、書面審査の通過者に対して総務省より別途通知する。

## なお、評価に際し、提案者に対して追加資料の提出等を求める場合がある。

## （２）選定の基準

## 評価会における評価及び総務省における委託先候補の選定に当たっては、以下の項目に基づき、総合的に評価を行う。選定の基準に変更が生じた場合は、別途公表する。

　　　①　公募する事業の内容に対する適切性・有効性

ア　公募する事業の内容・趣旨に合致したものとなっているか。また、有効にその内容・趣旨を達成できるものとなっているか。

イ　公募する事業ごとに要件とされている技術の実証に関する提案は、公募する事業の内容・趣旨に照らして適切なものとなっているか。また、その成果は、有効に活用できるものとなっているか。

ウ　取り扱われるＧ空間に関するデータの種類や量は、公募する事業の内容・趣旨に照らして適切なものとなっているか。

エ　構築するシステムや体制が、災害時・平常時の双方で有効に活用できるものとなっているか。

オ　災害の発生前の事前の対策においてもＧ空間情報を有効に活用しているか。また、その対策は、有効に活用できるものとなっているか。

カ　それぞれの地方公共団体で実証する内容は、効果的に連携しているか。

キ　個人の位置情報を利用する場合には、プライバシーに適切に配慮した措置が講じられているか。

　　　②　委託事業を遂行する能力

ア　委託事業を遂行するために必要な人員・体制を構築しているか。

イ　各実施主体の役割と責任が明確に示されているか。

ウ　各実施主体に、総務省が委託を行う上で必要とする処置を適切に遂行できる能力があるか。

エ　各実施主体が、委託事業を円滑に執行するために必要な経営基盤を有しているか。また、資金等について十分な管理能力を有しているか。

③　委託事業の遂行の確実性

　ア　技術上・制度上実現が可能なものとなっているか。

イ　実施体制、事業スケジュール、予算計画等を含め、委託事業の実施計画が無理なく組まれており、委託事業の確実な実施・運営が見込めるか。

　　　④　委託事業の遂行についての効率性

委託事業の内容に照らして過大な経費が計上されておらず、高い費用対効果が見込めるか。

⑤　委託事業の費用分担の適切性

ア　委託事業の実施に当たって、既に保有する資産（インフラ、システム、人材、知的財産等）を活用する等効率的な計画となっているか。

イ　委託事業の成果の応用・展開に要する経費を自己負担として適切に計上する等、実施主体に応分の負担が図られているか。

ウ　過去にＩＣＴを活用した取組（国のプロジェクトとして指定、委託、補助を受けた他の事業等）を実施していた場合、その成果を活用しているか。

エ　同時期に、国の予算を活用する、他の関連する事業を行っている、又は行おうとしている場合には、役割分担・費用分担等が明確になされているか。

⑥　委託事業終了後の普及展開の可能性

ア　得られた成果の実用化に向けて、委託事業終了後も自立的に運営が確実に見込めるか。

イ　提案された事業は、他の地域や海外への普及展開が見込めるものとなっているか。また、経済効果や費用対効果等、定量的な観点から示されているか。

ウ　普及展開に向けて、策定しようとしている標準的・共通的なモデル・仕様・ルールの内容は適切か。

⑦　その他

ア　その地域独自の創意工夫が見られるか。

イ　その他特筆すべき提案があるか。

## （３）提案内容の確認・採択・修正

総務省は、委託先候補を選定した後、必要に応じて提案内容について委託先候補と調整の上、最終的な採択の決定を行う。

採否の結果は、総務省から提案者あてに通知する。

## ５　委託契約

（１）委託契約の締結

採択された事業について、総務省と委託先候補との間で、契約条件の最終的な調整を行った上で委託契約を締結する。

なお、契約上の委託経費の額は、必ずしも提案書に記載した希望金額と一致するものではない。また、総務省と委託先候補との間で契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もある。

## （２）委託期間

委託契約は単年度契約とし、委託期間は、委託を受けた日から総務省が別に定める日までとする。

## （３）契約の形態

総務省の支出負担行為担当官と提案主体の代表機関の代表者が契約を締結することを原則とするが、必要に応じて契約の相手方を調整する場合がある。

（４）契約書について

契約は総務省の委託契約書による。

## ６　委託費

## （１）委託費の扱い

## 委託費は、委託契約に係る契約書に定められた使途以外への使用は認められない。

また、委託費は、原則として、委託事業終了後速やかに成果報告書等の提出を受け、委託金額を確定した後、精算払いにより支払う（特別な事情がある場合には、財務大臣協議等の所定の手続、承認を得た上で、途中で概算払いが認められることもある。）。

## （２）委託費の内容

委託費は、委託事業の遂行及び成果の取りまとめに直接的に必要な経費（直接経費）とそれ以外の諸経費（一般管理費）（それぞれ消費税（消費税＋地方消費税）８％を含む。）とする。直接経費の内訳は別添のとおりとする。一般管理費は、直接経費の10％以下とする。

（３）業務の外注

その内容が第三者に委託することが合理的であると認められる業務については、委託事業の一部を第三者に委託することができる。ただし、委託事業の全部を第三者に委託することは不可とする。また、暴力団排除対象者への再委託は不可とする。

事業の一部を第三者に委託する場合は、以下に該当する場合を除き、事前に総務省に通知し、承認を受けなければならない。

①　再委託の金額が50万円を超えない場合

②　契約の主体部分ではなく、再委託することが合理的である業務であり、次に掲げる軽微な業務及びこれに準ずる業務であって、かつ、委託額の５分の１を超えない場合

ア　翻訳、通訳、速記及び反訳等の類

イ　調査研究報告書等の外注印刷等の類

ウ　パソコン、複写機、事務機器等のレンタルの類

エ　会議開催の会議室、会場等の借上げの類

オ　調査研究に必要な各種情報収集経費の類

カ　納入成果物に係る各種品質、性能試験等の外注の類

# （４）委託事業終了後の残存資産の取扱い

委託事業終了後、残存資産が存在する場合には、総務省と受託者が別途協議してその扱いを決定することとする。

## ７　報告及び評価等

（１）中間報告

受託者は、総務省に委託事業の進捗状況等を記した中間報告書（様式適宜）を提出しなければならない。中間報告書の提出期限は、別途指示する。

なお、中間報告書は、総務省ホームページ等で公開する場合がある。

（２）成果報告及び終了評価

受託者は、委託事業の終了後、成果報告書を総務省に提出しなければならない。成果報告書には次の内容を含むものとする。

・　事業内容

・　実証に係る設計書やデータ

・　実証したシステム・モデルの有効性の評価結果（定量的評価を含む。）

・　明確化された課題及びその解決策

・　収支報告

・　委託事業終了後の成果の活用方策

・　実証により策定した標準的・共通的なモデル・仕様・ルール　等

成果報告書をもとに、評価会においてヒアリングを通じて終了評価を行う。評価に際しては、追加資料の提出等を求める場合がある。成果報告書の提出期限は、別途指示する。

なお、成果報告書は、総務省ホームページ等で公開する予定である。

（３）事後報告及び追跡評価

　　　　受託者は、委託事業終了後も総務省の求めに応じ、委託事業によって得られた成果について事後評価を実施し、その評価結果を別に定める様式により報告するものとする。また、事後報告書をもとに、評価会において、事業終了後の運営状況や成果展開等について追跡評価を行う。

なお、事後報告書は、総務省ホームページ等で公開する場合がある。

## ８　スケジュール

委託事業の実施スケジュールは、概ね以下のとおりと想定している。ただし、諸事情により変更することがある。

・　平成26年５月頃 ：提案内容について評価会を開催し、委託先候補を選定

・　平成26年６月頃 ：契約条件の調整を行い、委託契約を締結

・　平成26年10月頃：中間報告

・　平成27年３月頃 ：成果報告

・　平成27年５月頃 ：終了評価

## ９　委託費の適正な執行について

（１）適正な執行の確保

受託者は、委託事業に係る費用が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、本事業の主旨、目的、本実施要領、委託契約書の内容等を十分理解した上で、効率的かつ効果的な執行に努めなければならない。対象外の予算使用や調達物品の未使用、事業期間外の費用計上等、不適切な執行があった場合には、契約の取消しや契約額の減額を行う可能性がある。

（２）委託事業における経理処理

委託事業における経理処理については、「平成25年度補正予算 災害に強いＧ空間シティの構築等新成長領域開拓のための実証事業委託契約経理処理解説」（以下「経理処理解説」という。）に従うこと。経理処理解説については、別途受託者に周知する。

なお、経理処理解説は、内容を一部変更する場合がある。変更した場合には、速やかに受託者に周知する。

10　支援法人への協力

受託者は、総務省から本事業の進捗管理、経理処理等の支援を委託された事業管理支援法人（以下「支援法人」という。）から中間報告、成果報告等の報告書又は経理処理に関する書類の提出を求められた場合には、支援法人にそれらを提出すること。

また、支援法人から事業の進め方、経理処理等に関して指導、助言等があった場合には、それに従うこと。

## 11　その他

上記のほか、委託事業に係る進捗、報告等に関して、必要に応じて総務省から指示、指導等を行う場合がある。その場合には、それに従うこと。

委託事業の実施については、本実施要領に定めるところによるほか、新たに取決めを行うべき事項が生じた場合には、総務省が速やかにこれを定め、適宜の方法により周知する。

## 12　実施要領に関する問い合わせ先

（１）世界最先端のＧ空間防災モデルの確立に関する実証事業について

総務省　情報流通行政局　地域通信振興課

〒100-8926　東京都千代田区霞が関２－１－２　中央合同庁舎２号館11階

　　　担当：村上課長補佐、中山係長、小川官

　　　電話：03-5253-5758

　　　FAX：03-5253-5759

　　　E-mail：g-city\_atmark\_ml.soumu.go.jp

　　　※迷惑メール対策のため、「@」を「\_atmark\_」と表示しております。

送信の際には、「@」に変更してください。

（２）先進的・先導的なＧ空間利活用モデルの確立に関する実証事業について

　　　　総務省　情報通信国際戦略局　情報通信政策課

〒100-8926　東京都千代田区霞が関２－１－２　中央合同庁舎２号館９階

　　担当：武藤課長補佐、柳官

　　電話：03-5253-5735

　　FAX：03-5253-5721

　　　E-mail：g-city\_atmark\_ml.soumu.go.jp

　　※迷惑メール対策のため、「@」を「\_atmark\_」と表示しております。

送信の際には、「@」に変更してください。

別添

委託費（直接経費）の範囲

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 大分類 | 中分類 | 説明 |
| Ⅰ．物品費 | １.設備備品費 | 委託事業の実施に直接必要な物品（使用可能期間が１年以上のもの）の製作又は購入に係る製造原価又は購入に要する経費  また、委託事業の実施に必要な物品をリース・レンタルにより調達する場合に要する経費（委託事業のために直接必要であって、委託先または第三者所有の実験装置、測定機器その他の設備、備品等の使用料） |
| ２.消耗品費 | 委託事業の実施に直接必要な物品（使用可能期間が１年未満のもの）の製作又は購入に係る製造原価又は購入に要する経費 |
| Ⅱ．人件費・謝金 | １.実証担当者費 | 委託事業に直接従事する担当者、設計者及び工員等の人件費（原則として、①本給、②賞与、③諸手当（福利厚生に係るものを除く。）とする。ただし、Ⅰ.に含まれるものを除く。） |
| ２.実証補助者費 | 委託事業に直接従事するアルバイト、パート等の経費（福利厚生に係る経費及びⅠ.に含まれるものを除く。） |
| ３.謝金 | 委託事業の実施に必要な知識、情報、意見等の交換、検討のために設置する委員会等の開催や運営に要した委員等謝金、または個人による役務の提供等への謝金 |
| Ⅲ．旅費 | １.旅費（旅費、委員等旅費、委員調査費） | 実証担当者が委託事業の実施に特に必要とする旅費（交通費、日当、宿泊費）、または委託事業の実施に必要な知識、情報、意見等の交換、検討のための委員会開催、運営に要する委員等旅費であって、所属機関の旅費規程等により算定される経費  また、委員会の委員が委託事業の実施に必要な知識、情報、意見等の収集のため、国内あるいは海外において調査に要する経費で、旅費（交通費、日当、宿泊費）、その他の経費 |
| Ⅳ．その他 | １.外注費（保守費、改造修理費、業務請負費（ソフトウェア外注費を含む。）） | 委託事業に直接必要な装置のメンテナンス、データの分析等の外注にかかる経費（保守費、改造修理費、業務請負費及びソフトウェア外注費等含む。） |
| ２.印刷製本費 | 委託事業の実施に直接必要な資料、成果報告書等の印刷、製本に要した経費 |
| ３.会議費 | 委託事業の実施に直接必要な知識、情報、意見等の交換、検討のための委員会開催、運営に要する会議費、会議室借上費、消耗品費、資料作成費、その他の経費 |
| ４.通信運搬費（通信費、機械装置等運送費） | 委託事業の実施に直接必要な物品の運搬、データの送受信等の通信・電話料、及び機械装置等運送費等 |
| ５.光熱水料 | 委託事業の実施に直接使用するプラント及び機器等の運転等に要する電気、ガス及び水道等の経費 |
| ６.その他（諸経費）（設備施設料、その他特別費等） | 委託事業の実施に必要なものであって、他項に掲げられた項目に該当しないが、特に必要と認められる経費 |
| ７.消費税相当額 | 「人件費」、「外国旅費のうち支度料や国内分の旅費を除いた額」、「謝金」等の消費税に関して非（不）課税取引となる経費の消費税率（８％）に相当する額 |